
国際標準化機構（ISO）証券業務及び関連金融商品に関する分科委員会の開催結果について

日証協・平15.9.29.30

国際標準化機構（ISO；International Organization for Standardization）の「証券業務及び関連金融商品に関する分科委員会（以下「SC4」という。）ⁱは、第20回年次総会を去る9月29日、30日の2日間に米国のサウスカロライナ州チャールストン市において開催した。本協会では、従来からこの国際会議にPメンバー（注：投票権のあるメンバーのこと、他に投票権のないオブザーバーのOメンバーがある。）として審議に参加している。以下は、本会議の開催状況についての報告である。

なお、文中意見にわたる部分は私見である。

1. ISOとは

ISOは、国際的に通用する規格や標準類を制定するための国際機関であるⁱⁱ。本協会では、証券取引の国際化及びコンピュータ化が急速に進展する中で、このSC4が担当する証券業務等の標準化は、我が国証券・金融業界にとって、今後ますます重要なものになるとの観点から、世界各地で開催されるSC4年次総会に出席し、SC4における検討に我が国証券金融業界の意見を反映させるとともに、SC4の場で何が議論されているかを国内の関係諸団体等に伝達している。また、年間を通じてSC4で審議される標準化案件の国内における検討を推進し、その意見を取りまとめるため、証券会社、証券取引所、証券業務に従事する銀行及び「銀行業務、証券業務およびその他金融サービスに関する専門委員会」（以下「TC68」という。）のメンバーである日本銀行等の専門家等をメンバーとする「ISO証券関係対策連絡会」を組織し、我が国証券金融業界等におけるISO国際規格のユーザの意見がISOの場に十分反映するように努めている。

2. 今回のハイライト

今回のSC4チャールストン年次総会の会議全体を通じて見られた証券取引等に関する標準化論議の最近の特徴的な傾向は次のとおりであった：

◆ 証券取引のグローバル化への対応

最近の金融・証券取引における急速なグローバル化の広がり、証券取引の手続き面を定めている証券メッセージ等の標準化ニーズをますます増加させ、この分野における「一国市場主義」といった考え方はもはや通用しなくなっている。そして、各国市場は国際的な市場間競争を勝ち抜くためにも、この手続き面における標準化の主導権や覇権の獲得を積極的に目指そうとする傾向が顕著になってきている。

◆ STP化等に合わせIT対応の促進

証券取引のIT化に呼応するように、使用されている証券メッセージ等の国際規格の機能を拡充しようとする試みが進められてきている。特に証券メッセージ等の国際規格をコンピュータのファイル形態に準拠させる等により付加価値を一層付与していこうとする動きが顕在化してきた。

◆ **多機能化の要請と国際標準間の機能調整**

多様な形態の商品の出現といった金融商品の進化や多国間公募等、取引の多様化に合わせ証券取引で使用する各種国際規格の機能強化や守備範囲の拡大がなされてきたため、国際規格間及び国際規格と国内規格間の機能上の重複が発生するといったような事態になってきており、各規格間の機能調整が必要になってきた。

◆ **コマーシャルリズムと国際標準の中立性確保**

国際標準規格というものは、多少、使い勝手が悪くても誰にでも無償で提供されることを原則とすべきとする伝統的な考えに対して、有料化し、例えばデータベース機能等を強化することによって、よりユーザのニーズに対応することで国際標準の普及を図る方がより重要であり、市場における事実上の標準として使われることを第一と考えるべきと主張するグループが台頭してきた。このユーザ・ニーズへの対応と有料化の問題が今回の総会では全面に押し出され論議された。

今回の年次総会において具体的審議項目等に関する検討のポイントは、次のようなものであった：

◆ **証券メッセージ (ISO 15022)**

証券取引の注文や取引の確認に使用する証券メッセージのコンピュータとの親和性をより高めるために現行ISO 15022の改良版となるXML化の基本構成部分の完成が今回の総会で確認され、可及的速やかに国際標準規格とするための手続きが進められることとなった。

◆ **証券識別コード (ISIN (ISO6166))**

米国に於いて発生したISINコード(以下「証券識別コード」という。)のユーザ利便性向上を目的としたデータベース化等による課金問題が話し合われるとともに多国間公募発行における付番方法の問題が今後 Association of National Numbering Agencies(証券識別コード等の付番機関の国際的な組織。以下「ANNA」という。)において検討されることとなった。

◆ **各ワーキンググループ(WG)における国際標準案件の検討状況**

事業体の識別の標準化を検討するWG8では、SC4の検討範囲が証券業務関連に特化されたことから、これに呼応して自らの検討範囲(投信等のポートフォリオ・アカウント)の再検討が行われることとなった。業種分類の参照事項の標準化を検討してきたWG9は、新たな国際標準規格の開発余地が極めて小さいことからWGを解散することとなった。主にISO 15022の第2版での使用を主目的とした市場データモデルの開発を検討するWG11では、メンバー構成、主査の選任及びWG10との検討範囲の調整について検討が行われた。

3. 審議の主な内容

今回の年次総会には、議長であるテレクルス社のユース氏（スイス代表）のほか、アメリカ、イギリス等の欧米各国や日本、韓国等のアジア地域の合計12か国の国内審議団体とユーロクリア、ANNA、SWIFT、国連CEFACT及びFISDの5つの国際機関の代表37名が参加した。

チャールストン総会において審議された主な内容は次のとおりであった。

（１）TC68の構成について

TC68のGene Kathol議長より、TC68の現在の組織の構成等について、SC2の検討範囲を従来のホールセール・バンキングから他のSCが取り扱わない国際標準も担当するといった検討範囲の拡大を行った関係で名称も「フィナンシャル・サービシズ - セキュリティ及びオペレーション」と変更した等の説明があり、SC4の検討範囲の問題とも関連して会議参加者との間で意見交換が行われた。

（２）G30勧告について

全世界の市場に対して決済制度改革についての重要な提言を行っているG30勧告のうち、SC4が担当する国際標準規格について言及している勧告（勧告2（ISO15022に関する勧告）及び勧告3（ISO6166（証券識別コード）に関する勧告））に関して意見交換が行われ、SC4が担当する国際標準の一層の普及とG30勧告の各国市場における遵守のために、SC4としては、今後、G30にと接触することによって、相互の協力関係強化に努力していくことになった。

（３）事務局報告

SC4事務局より、新規加盟国（中国、ベラルーシ、アイスランド及びウクライナ）及び新規標準化関係機関（ISO/TC154、FISD、FIXプロトコル及びRIXML）の紹介、Nourredine Yous氏の議長再選（向こう3年間）、WGの活動状況（WG6については「金融商品の名称短縮及び略語」という名称に変更提案）及び国際標準検討案件等の紹介が行われた。

（４）議長報告

SC4議長から、前回総会（イスタンブール総会）における継続審議案件等について報告があり、メンバーとの意見交換が行われた：

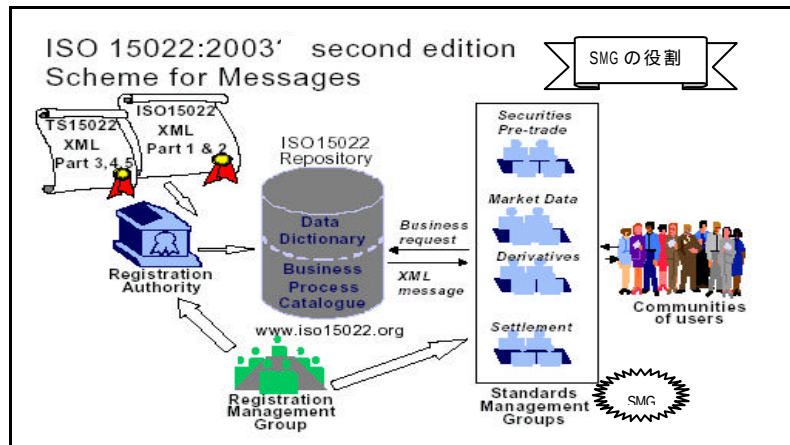
- 決議378（米国において発生した証券識別コードの付番に対するライセンス料の課金問題について）関係—議長より、本件は国際標準の普及にとって重大な問題との認識から、米国銀行協会（ABA）及び米国の付番機関であるCusip Service Bureau（CSB）の両団体に書簡を送付したところ、後者より「Cusip及び米国証券識別コードではデータベース化等、ユーザに対して相当の利便を供与しており、恩恵を享受する者に対する相応の課金は止むなし」との回答があった旨報告があった。この点については、本総会に出席したANNAやヨーロッパからの出席者を中心に米国市場と欧州市場等の複数市場における証券同時発行との絡みから、国際標準の普及の障害になるのではないかといった観点から活発な発言があった。しかし、

データベース化等、米国における証券識別コードの有用性の維持には相当のコストがかかること、更にコストをかけてもユーザ利便やニーズにマッチしたものを提供の方が証券識別コードの普及に繋がるとする米国の主張を最後まで覆すことはできなかった。

- 決議 379 (ロンドン証券取引所が新しい証券識別コード体系 (S E D O L) の開発を行った問題について) 関係—本件については、国内においてどのような独自コードが開発され流通してもそれについて S C 4 として異論を唱えるものではないが、国内で使われる規格が国際的な取引に波及することについての懸念が会議出席者の多くから表明された。そこで、S C 4 としては、S E D O L を支持しない旨を決議し、決着するかに見えた。しかし、議論は新たに展開し、批判の矛先が、証券コードの国際的な管理機関である A N N A に向けられ、A N N A の内部統制力の弱さと審議スピードの遅さについて批判する発言が多く出された。そこで、議長から S C 4 が特別のグループ (Advisory Group) を組織して証券識別コードの付番にまつわる現状の問題点の把握・分析を行うとの提案がなされた。
- 決議 380 (S C 4 の検討範囲の拡大回避と I S O 15022 の T C 68 レベルでの審議拡大問題) —S C 4 の検討範囲を拡大し、銀行関連業務の国際標準も検討範囲とする問題については、本年 1 月の T C 68 の関係委員会議長会議 (C A G) における合意に基づき取り止めることとなった旨議長より報告があったが、金融・証券業務のグローバル化や進化・統合といった時代の流れの中で、その流れに的確に対応するとの観点からは、いたずらに S C 4 だけが証券業務に固執することが I S O による国際標準の推進の妨げとならないかといった意見が会議参加者からあった。また、I S O 15022 の審議を T C 68 レベルに拡大する問題については、議長より何らかの決定が 3 か月のうちになされとの報告があった。本件については、特に I S O 15022 の X M L 化推進派にあっては、審議機関をアップグレードすることにより、彼等が目指す X M L 化の対象となる証券金融メッセージのユーザ層が拡大するというメリットがあり、また、証券金融ビジネスのグローバル化や進化・統合にも合致するものであるが、他の S C の意向や T C 68 自体の管理能力の問題等から、今後どのような決定がなされるかについては、まだ紆余曲折が予想される。

(5) I S O 15022 第 2 版 (X M L) について

I S O 15022 の登録機関である S W I F T の Jean-Marie Eloy 氏より、現行第 1 版と第 2 版 (X M L) の違い、広範な守備範囲を受け持つ I S O 15022 (第 2 版) の T C 68 全体での管理体制の構築及び 各種の業界ユーザとフロント部分で接触する S M G (Standards Management Group) の組成等について説明があった。その説明において、I S O 15022 (第 2 版) がすでに T C 68 の直轄であることを想定し、さらに国連の電気通信技術の国際標準の検討機関である C E F A C T の T B G 5 という金融国際標準の検討部隊との連携 (T B G 5 は、今後、S C 4 の標準化関係機関となることとなった。) も構想としていたこと、S M G と従来から S C に存在する W G の役割の違い等、同氏の説明に関連して活発な議論が展開された。その結果、この新しい管理体制や S M G の体制について大きな反対は出ず、この方針どおりさらに検討が進められることになった。



(6) W G 8 : 事業体の識別

不在であった主査のポストには、Marc Pomes 氏が選任された。また、これまでは具体的検討事項が TC68 直轄の I B A N (国際的な銀行口座番号) と類似していたことから S C 2 の W G との協調が模索されていたが、今回、その路線の修正が行われた。それは、S C 4 のスコープを証券業務関連に特化すると決定に連動するものであった。まず、議長から、この機会に検討範囲の再検討が必要であり、証券業務にしばった問題、特に投信等のポートフォリオ・アカウントに限定してはどうかといった提案があり、それについて意見交換が行われた。会議参加者の中からは、投信等に限定することに対する様々な意見が出されたが、特に S W I F T から、本件に関連して、現在、B I C (銀行の識別コード) を非金融機関にまで拡大して割り当てようになっているといった既存の国際標準における守備範囲の拡大についての発言があった。そして本件については W G 8 においてさらに検討を進め詳細な業務範囲を決定していくこととなった。

(7) 標準化関係機関及び各国からの報告

標準化関係機関及び各国の代表よりナショナル・リポートの報告が行われた。我が国からは、決済制度改革の状況、I S I T C ジャパン及び F I X ジャパンの活動状況及び I S O 証券関係対策連絡会のここ 1 年間の審議状況について予め提出しておいたリポートに基づきその概略を口頭で報告した。このセッションで特記すべきは、イタリア、アメリカ及び英国のナショナル・リポートにおいて証券識別コードについての共通する問題が取り上げられことである。それは債券発行が国際的な公募といった形態で行われる場合には、現状ではその発行証券への付番が主幹事の居住地か中央証券保管機関の住所かのいずれかに基づいて行うことになっており、これが実際の付番において混乱の原因になっているというのが 3 カ国の主張であった。通常、このようなマイナーな国際標準の改訂案件については国際標準の登録機関において検討され、その検討結果が S C 4 に報告され、投票にかけられることになる。そこで議長もそのように提案したが、会議参加者の反応は、前掲の A N N A への批判の再燃となった。そして、A N N A の規約の見直しを S C 4 で行うべきであるといった過激な意見まで出され会議は一時紛糾した。審議の結果、証券識別コードの改訂のための調査については、A N N A 内に専門調査団を設置し、そこで行うこととなった。また、S C 4 は I S O の規約 (3.5) に基づくアドバイザー・グループを

設置して、A N N A の登録機関としての役割等について再度検討することを決定した。

(8) W G 6 : 金融商品の分類

本 W G が検討していた I S O 1 8 7 7 3 (略語) 及び I S O 1 8 7 7 4 (金融商品の名称短縮化) については、C D (分科委員会草案) として承認され、現在、6 か月間のメンバーへの回付が行われている旨の報告が主査からあった。意見交換の中で会議参加者からは、金融商品の名称短縮化が I B E I (事業体の識別) における事業体名の短縮と重複することになるのではないかと国際標準草案間の検討範囲の重複について懸念する発言があった。各国際標準における機能面での付加価値の付与が国際標準間の範囲の重複を招く恐れがあるという今後の課題となる可能性のある問題の提起であった。

(9) W G 9 : 業種分類レファレンス

W G 9 の主査である Georg Eisel 氏より報告書が提出され、すでに業界では、Eurostoxx、F T S E、G I C S といった業種分類の参照事項が存在し、新たな国際標準の開発の余地は極めて小さいことが W G の調査で判明したので、W G での検討は一応終了し、W G を解散すべきであるとの口頭報告があった。会議出席者からは私企業が開発した業種分類の参照事項がすでに複数存在するからといっても、I S O が業種別の参照事項の国際標準を開発することとは性格が異なるのではないかと、I S O の国際標準によって業界内で複数存在する参照事項が整理される可能性もあり、むしろ検討を続行すべきではないかといった発言もあったが、審議の結果、S C 4 は主査の報告を了承し、W G 9 の解散が決定された。

(1 0) W G 1 1 : 市場データモデル

今回新規業務項目として承認された市場データモデルを検討する W G のメンバー構成、主査の選任、そして少なくとも来年の次期年次総会までの存続が決定した W G 1 0 との間の検討範囲の調整について会議参加者の間で意見交換が行われた。審議の結果、メンバー構成については、近々に事務局において最終的なリストを作成することとし、主査には、Sandra Throne 氏を選任した。また、検討範囲については、市場データのデータモデルの構築であり、対応するメッセージの開発という W G 1 0 のものとは明確に異なることが確認された。

(1 1) 次回の会合

次期年次総会は、9 月 2 7 ? 2 8 日の間に韓国で開催されることとなった。また、2 0 0 5 年度はブリュッセルで S W I F T が主催することが内定した。

4 . あとがき

SC4 で検討している証券業務の標準化案件は、証券会社や証券業務に従事する金融機関等にとっては、主に事務管理部門に属する極めて実務的かつ専門的な分野である。そして、本分野における我が国業界関係者の国際的なアクティビティは決して高いものではないのが実態である。特に「失われた十数年」と言われるバブル経済崩壊後は、このようなバックオフィス部門に関係する案件は、営業部門とは異なり会社の経営戦略に直結しないコスト・センターとして取り

扱われており、つつい検討も敬遠されがちとなっていた。しかし、金融・証券ビジネスにおける急速なグローバル化、コンピュータ化及び国際的な市場間競争の激化は、この分野においても「一国市場主義」的な考え方がもはや通用しなくなってきたことを明確に示している。将来に亘って、国際的なビジネス環境におけるこの標準化を利用した投資家、市場仲介者、市場運営者及び保管決済機関等の囲い込みは行われないと断言することは誰もできないと考える。我々もこれまでのややもすると後ろ向きであったこの分野における姿勢を改め、国際的な検討の場におけるプレゼンスを高めるとともに、将来の標準化の流れを的確に把握し、どのように行動すれば我が国市場が不利な立場に陥らないかといったことを確固たる戦略の下で思索していく必要性を実感した次第である。

以上

ⁱ「証券業務及び関連金融商品に関する分科委員会（SC4）」は、国際標準化機構（ISO；International Organization for Standardization）に所属する「銀行業務、証券業務およびその他金融サービスに関する専門委員会（TC68）」の下部組織である。この分科委員会は、日常の証券業務の中で使用されている証券メッセージや証券識別コードなどを国際規格として標準化することによって世界的に共通化し、それによって国際的な証券取引の迅速化、効率化を図ろうとするものであり、ひいては国際的な証券取引の拡大や国際経済の発展に貢献するものである。また、この会議には、証券関係機関における国際規格の専門家ばかりではなく、証券会社等の事務管理部門や決済部門の担当責任者も参加する国際的な会合である。この会議で主に検討されている分野は、現在、我が国において検討されている決済制度改革やSTP（Straight Through Processing）化に不可欠であるコンピュータ化や効率的なシステムの構築にとって、そのインフラとも言うべき証券メッセージや証券識別コード等の共通化（標準化）を行うものであり、最近とみに注目されてきた。

ⁱⁱこうした規格や標準は、組織体のレベルにより種々制定されており、企業レベルの「社内規格」から業界レベル（業界規格）、国家レベル（国家規格）など種々存在するが、さらに国際的な水準まで拡大したものが「国際規格（国際標準）」であり、この国際規格の企画立案、制定する代表的な国際機関のひとつがISOである。ISOには、約250以上にものぼる専門委員会が存在し、ビスねじやナット、電気器具のソケットといった工業、電気製品等からサービスに至るまで種々の分野の標準化を検討している。そして、このISOの68番目の専門委員会（正式名称は、Technical Committee 68であり、略称を「TC68」としている。）が「銀行業務、証券業務及びその他金融サービス」の標準化を進めるための専門委員会である。TC68には、3つの分科委員会（Sub-Committee；SC）が設置されており、さらにSCの下には、必要に応じて、各種の国際標準の案件を検討するためにエキスパート等により構成される作業グループ（Working Group；WG）が設置されている。今回開催された「証券業務および関連金融商品に関する分科委員会」は、「SC4」と呼ばれており、TC68の4番目の分科委員会である。（TC68には、これまでに役目を終えたSCは解散し、現在は、SC2、SC4及びSC6の3つの分科委員会が活動中である。）SC4では、主に証券業務及び関連金融商品の標準化を担当している。